

表1 給付額

給付対象月の売上額の減少(前年同月比)	給付額
40%以上50%未満	固定費の40%
50%以上70%未満	固定費の50%
70%以上	固定費の80%

(出所)ドイツ政府

表2 給付上限額(3カ月分の合計)

3カ月分の上限額	
一般的企業	15万ユーロ
従業員5名までの企業	9,000ユーロ
従業員10名までの企業	1万5,000ユーロ
固定費が非常に高い小規模企業については、例外措置があり、上記の上限額を超える場合がある。	

(出所)ドイツ政府